

1月から3月までの3か月間は

「若者向け悪質商法被害防止 共同キャンペーン」です。

平成28年度版五霞町ごみ収集カレンダーの発行について

平成28年度版五霞町ごみ収集カレンダーは、3月中旬までに配布する予定です。

町公式ホームページでも掲載しますので、ご利用ください。

（15ページから20ページまで）と分別方法等

なお、平成27年度版五霞町ごみ収集カレンダーは、平成28年3月31日までご使用いただき、

使用後は紙類として毎月第2火曜日に新聞紙と一緒にごみ集積所へ出してください。

ごみの分別や五霞町ごみ収集カレンダーの見方等について、ご不明な点がありましたら生活環境Gまでお問い合わせください。

カレンダーと分別方法等を切り離してご使用いただけます。

また、カレンダー20ページには、ごみの品目別分別表を掲載しています。ぜひ、ご活用ください。

悪質商法による若者の被害が

後を絶たないことから、1月から3月を共同キャンペーン期間

と定め、関東甲信越地区の都県、政令指定都市、国民生活センタ

ー及び県内の関係機関が共同し

て啓発活動を実施しています。

消費者契約トラブルは、ます

ます複雑化、多様化しており、

特に若者は社会経験が少ないと

いふべきが、契約の正しい知識を持たず

契約取消しができなくなる成人

して間もない若者をねらつてい

ますのでご注意ください。

【事例】

スマートフォンで無料のアダルトサイトに入り、18歳以上をタップしたら、登録完了になり料金を請求された。サイト業者へ電話をすると、コンビニでプリペイドカードを購入し番号を写真でメールするようにと言われた。高額なので払えないがどう

うしたらよいか。

※無料のアダルトサイトに入つたのだから払う必要はありません。何もしないで様子を見ましょ。

○事例アドバイス

プリペイドカードの価値を不正に取得しようとする【プリカ詐欺】が増えています。アダルトサイトや有料サイトなどの料

ドカードで払うよう指示してき

ます。コンビニなどの店舗やネット上でプリペイドカードを購

入し、カードに記載されている番号など（複数桁の数字や文字）

を知らせてしまうと、相手に購

入額が渡ってしまいます。一旦

相手に渡ってしまうと、返金は非常に困難です。プリペイドカードの特性が詐欺業者に悪用されています。他人から言われて

ています。他人から言われて

いないようにしましょう。

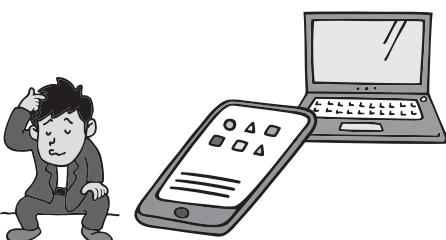
○若者層からの相談で多いのが

○お問い合わせ

・消費者相談窓口

産業課 地域産業G

☎(84)2582（直通）
188



○お問い合わせ
生活安全課 生活環境G
☎(84)3618（直通）

